

青森市公営企業の設置等に関する条例（平成十七年条例第二百十九号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(診療科目及び病床数)</p> <p>第十条 診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>一 青森市民病院</p> <p>イ 診療科目 (略)</p> <p>ロ 病床数 一般病床 <u>三百五十二床</u></p> <p>二 青森市立浪岡病院</p> <p>イ 診療科目 (略)</p> <p>ロ 病床数 (略)</p>	<p>(診療科目及び病床数)</p> <p>第十条 診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>一 青森市民病院</p> <p>イ 診療科目 (略)</p> <p>ロ 病床数 一般病床 <u>四百五十九床</u></p> <p>二 青森市立浪岡病院</p> <p>イ 診療科目 (略)</p> <p>ロ 病床数 (略)</p>